



問 環境政策課 ☎内線1561~1563

10月は「飼い主マナー向上推進月間」

県では、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を目的として10月を「飼い主マナー向上推進月間」と定めています。私たちが暮らすまちには、動物を飼っていない人、動物が苦手な人など、さまざまな人がいます。それぞれが心地よく暮らしているよう、近所の方にも配慮して動物を飼うことが必要です。今一度、マナーを確認してみましょう。

犬の登録・狂犬病予防注射の接種

犬を飼い始めたなら、市に登録し、年1回の狂犬病予防注射を受けさせましょう。これらは狂犬病発生やまん延防止を目的として、狂犬病予防法で飼い主の義務として定められています。

ふんは必ず持ち帰る

散歩の際、ふんは必ず持ち帰りましょう。道路や公園、他人の土地にふんを放置することは、「牛久市環境美化の推進に関する条例」違反となります。

犬の鳴き声に注意

近所の方が犬の鳴き声で困っている場合があります。頻繁に吠えている場合は、犬が寂しがっていたり、運動不足であったり、体調が悪い場合などの原因が考えられます。それぞれの原因に応じて対処しましょう。

猫を飼うなら屋内で

感染症や猫同士のけんか、交通事故に遭うことを避けるため、猫は屋内で飼いましょう。

メイ
H家(柏田町)明



【種類】MIX(オス1才)

食いしん坊で元気いっぱいのお兄ちゃん猫の聡太と遊ぶのが大好きです。

T家(ひたち野東)まりん



【種類】チワワ(メス2才8カ月)

すっかり我が家の一員です。犬にも人にもかまってちゃんです、近くの公園では人気者です。

消費生活の窓

不安に思った場合、トラブルにあった場合はご相談ください!

問 牛久市消費生活センター ☎830-8802

(市役所本庁舎3階 商工観光課内)

相談日 月~金曜日(午前9時~正午/午後1時~4時)

「商品が売れない、支援してほしい」 海産物の電話勧誘に注意!

海産物の電話勧誘販売や送り付けのトラブルに関する相談が寄せられています



その他の相談事例を見る
と消費者の親切心や同情心につけ込む勧誘のほか、購入を断っても商品が届くなど悪質なものも報告されています。

トラブルに遭わないためのポイント

- ◆ 少しでもおかしいと感じたらきっぱりと断りましょう。
- ◆ 電話勧誘で契約、承諾してしまったときは法律で決められた書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、書面またはメール等によりクーリング・オフができます。
- ◆ 一方的に商品が届いた場合は受け取らず、代金を支払う必要はありません。購入の承諾をしていないにもかかわらず商品が送られてきた場合、送り主の情報を控えてから受け取り拒否をしましょう。

右記の例は届いた商品の送り主の名称や所在地など事業者の情報を控えてから、受け取り拒否をし、事業者あてにクーリング・オフの書面を送付しました。